J_2　市町村立リハビリ病院病床数

K_1　病院事業債に係る元利償還金（「平成30年度の地方公営企業繰出金について」（平成30年4月2日付け総財公第71号。以下「地方公営企業繰出金について」という。）第7、1、(2)に該当する事業のうち、平成3年度から平成13年度までに発行を許可された（平成14年度に許可を受けた平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に係るもの（以下「平成13年度以前からの継続事業」という。）を含む。）病院事業債（介護老人保健施設に係るものを除く。）の元利償還金に3分の2を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるため平成13年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前からの継続事業を含む。）の元利償還金に3分の1を乗じて得た額の合算額

K_2　病院事業債に係る元利償還金（「地方公営企業繰出金について」第7、1、(2)に該当する事業のうち、平成14年度に発行を許可された（平成13年度以前からの継続事業を除く。）病院事業債（介護老人保健施設に係るものを除く。）の元利償還金に3分の2を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるため平成14年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前からの継続事業を含む。）の元利償還金に3分の1を乗じて得た額の合算額

L_n　病院事業（医療施設整備事業）に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に3分の2を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てるために平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に3分の1を乗じて得た額の合算額

M_{15}＝0.032

M_{16}＝0.035

M_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.030

　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.038

に係るものの額に〇・〇〇三八二を、市場公募都市の平成二十年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇四〇七を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇三〇五を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇三〇五を、市場公募都市以外の市町村の平成二十年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇四四五を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇三三一を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇三三一を、市場公募都市の平成二十一年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二九三を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二九三を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇二九三（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇三五六）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十一年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇四三三を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇三一八を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇三一八（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇三九四）を、市場公募都市の平成二十二年度における市町村立等病院事業